

東かがわ市告示第32号

東かがわ市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月25日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示

東かがわ市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成25年東かがわ市告示第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(センターの業務) 第4条 略 (1)～(6) 略 <u>(7) ひとり親又は養育者等（以下「ひとり親家庭等」という。）の利用 支援に関する業務</u> (8) 略 (報酬等) 第12条 略 (ひとり親家庭等の助成) 第13条 <u>ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、相互援助活動の利用を促進 するため、センターは、前条に定める報酬の助成をすることができる。</u> 2 <u>前項に規定する助成の実施方法については、センターにおいて別に定め る。</u> (助成対象者) 第14条 <u>前条の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」とい う。）は、おねがい会員のうち、本人及び養育する児童が本市に居住して いる者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u> <u>(1) 児童扶養手当法（昭和36年法律238号）第4条第1項に基づき児童 扶養手当を受給している者</u>	(センターの業務) 第4条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(6) 略 (7) 略 (報酬等) 第12条 略

改正後	改正前
(2) <u>東かがわ市福祉医療費支給に関する条例（平成29年東かがわ市条例第8号）第2条第3号に規定するひとり親家庭の父又は母又は同条第5号に規定する養育者</u> (3) <u>前2号に掲げる者のほか、市長が特別の事情があると認めた者</u> (助成金) 第15条 <u>助成金の額は、1月の報酬の額に2分の1を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1月当たり8,000円を限度とする。</u> (保険) 第16条 略 第17条・第18条 略	(保険) 第13条 略 第14条・第15条 略

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。